

平成 22 年 7 月 9 日

企業会計基準公開草案第 43 号

公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）

平成 XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
会計基準	3
範 囲	3
公正価値の概念	4
公正価値の算定方法	14
公正価値に関する注記事項	17
四半期財務諸表における注記事項	18
適用時期等	19
結論の背景	21
経 緯	21
範 囲	27
公正価値の概念	30
公正価値の算定方法	42
公正価値に関する注記事項	45
適用時期等	47
付 録（用語の定義）	

目 的

1. 本会計基準は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的とする。
2. 平成 XX 年 XX 月 XX 日に、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 XX 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針」が公表されている。本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。

会計基準

範 囲

3. 本会計基準は、公正価値に関する会計処理及び開示について適用する。この際、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。

なお、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)に関連する会計基準等については、本会計基準を適用しない。

公正価値の概念

公正価値の定義

4. 「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格(出口価格)をいう。

市場参加者

5. 「市場参加者」とは、参照市場(第 9 項参照)における、次の要件を満たす買手及び売手をいう。
 - (1) 互いに独立していること。すなわち、関連当事者ではないこと
ただし、関連当事者間の取引であっても、その取引が市場参加者間の秩序ある取引として行われた場合は、その取引価格を公正価値を算定するにあたっての入力数値として用いることができる。
 - (2) すべての入手できる情報に基づき、資産又は負債並びに取引について合理的な理解を有していること
 - (3) 資産又は負債に関して、取引を行う能力があること

- (4) 資産又は負債に関して、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自発的に取引を行う意思があること
6. 公正価値は、市場における価値であり、企業にとっての固有の価値ではないため、公正価値を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債を価格設定の際に用いるであろう仮定を用いる。この際、具体的に市場参加者を識別する必要はないが、測定日において観察可能な取引が存在しない場合であっても、算定の対象となる資産又は負債、参照市場などを考慮して、市場参加者を特徴づける要素を識別しなければならない。

秩序ある取引

7. 「秩序ある取引」とは、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引をいう。

資産又は負債に固有の要素

8. 市場参加者が資産又は負債に固有の要素を考慮する場合は、公正価値を算定するにあたって、当該要素を考慮する。

参照市場

9. 「参照市場」とは、公正価値を算定するにあたって、資産を売却する又は負債を移転する取引が行われる市場をいう。この際、資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場で行われると仮定する。ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が利用できる最も有利な市場で行われると仮定する。

「主要な市場」とは、資産又は負債についての取引の数量及び頻度が最大の市場をいう。

「最も有利な市場」とは、取引費用及び輸送費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化する市場をいう。この際、取引が行われる市場は、同じ資産又は負債であっても企業間で異なる場合があるため、最も有利な市場を決定する際には、市場参加者の観点ではなく、企業の観点から判断することとなる。

10. なお、企業が通常、取引を行う市場は主要な市場であると考えられるため、主要な市場を決定するにあたって、通常取引を行う市場よりも活発な市場が存在するか否かについてあらゆる調査を行う必要はない。

最有効使用

11. 公正価値を算定するにあたっては、市場参加者が、自ら資産を最有効使用すること

によって、又は当該資産を最有効使用すると考えられる他の市場参加者に売却することによって、経済的便益を生み出す能力を考慮する。

「最有効使用」とは、市場参加者が、資産の価値を最大化するように資産を単独で使用する事又は資産のグループ（事業がグループ単位となる場合など、負債を含む場合がある。）の価値を最大化するように資産をグループで使用する事をいう。このため、企業の使用意図と異なる場合であっても、市場参加者の観点から最有効使用を判断する。

ただし、通常、現在の使用が最有効使用であると考えられるため、企業による現在の使用が最有効使用ではないことを示す証拠が存在しない場合には、現在の使用より有利な使用が存在するか否かについてあらゆる調査を行う必要はない。

12. 最有効使用を仮定するにあたっては、測定日において、物理的に可能な、法的に認められた、財務的に実行可能となる資産の使用を考慮する。
- (1) 「物理的に可能」とは、市場参加者が資産を価格設定する際に考慮するであろう資産の物理的要素（例えば、不動産の所在地又は規模）を考慮することをいう。
 - (2) 「法的に認められる」とは、市場参加者が資産を価格設定する際に考慮するであろう資産の使用に関する法的制限（例えば、不動産の区画制限）を考慮することをいう。
 - (3) 「財務的に実行可能となる」とは、物理的に可能な、法的に認められた資産の使用により、市場参加者が当該資産に対して要求するであろう投資リターン（資産をそうした使用に転換するコストを含む。）が生じるか否かを考慮することをいう。

公正価値を算定する単位

13. 資産又は負債の公正価値を算定する単位は、それぞれの資産又は負債に適用される会計処理等に基づく。

公正価値の算定方法

公正価値のレベル別の分類

（評価技法に用いられる入力数値）

14. 公正価値を算定するにあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いる。この際、評価技法に用いられる入力数値は、観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならない。

「入力数値（インプット）」とは、リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定のことを幅広く指す。

- (1) 「観察可能な入力数値」とは、入手できる観察可能な市場データに基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。
- (2) 「観察不能な入力数値」とは、観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。

(入力数値のレベル別の分類)

15. 評価技法に用いられる入力数値は、さらに次のレベル1からレベル3(ヒエラルキー)の順に優先順位付けを行う。

- (1) 「レベル1の入力数値」とは、測定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格をいう。活発な市場における公表価格は、最も信頼のおける公正価値の証拠であり、入手できる場合には、そのまま公正価値の算定に用いる。

なお、「活発な市場」とは、資産又は負債について、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に価格情報が提供される市場をいう。

- (2) 「レベル2の入力数値」とは、資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち、レベル1に含まれる公表価格以外の入力数値をいう。レベル2の入力数値には、次のものがある。

活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格

活発でない市場における同一の又は類似の資産又は負債に関する公表価格
公表価格以外の観察可能な入力数値

相関関係等に基づく方法を用いて、観察可能な市場データから得られた又は裏付けられた入力数値

- (3) 「レベル3の入力数値」とは、資産又は負債について、観察不能な入力数値をいい、観察可能な入力数値であるレベル1の入力数値又はレベル2の入力数値が入手できない場合に限り用いることができる。

(公正価値のレベル別の分類)

16. 前項の入力数値を用いて算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、次の3つのレベルに分類する。

なお、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類する。例えば、レベル2の入力数値についてレベル3の入力数値で重要な調整が行われた場合は、算定された公正価値はレベル3の公正価値となる。

- (1) 「レベル1の公正価値」とは、その算定においてレベル1の入力数値をそのまま用いたものをいう。
- (2) 「レベル2の公正価値」とは、その算定においてレベル2の入力数値が重要となるものをいう。
- (3) 「レベル3の公正価値」とは、その算定においてレベル3の入力数値が重要となるものをいう。

公正価値に関する注記事項

17. 公正価値に関して次の事項を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債については、当該資産及び負債に関する貸借対照表の科目及び有価証券については保有目的ごとの区分(さらに種類ごとに区分して記載することができる。)等に応じた次の事項

公正価値の算定方法等に係る事項

公正価値のレベル別の内訳

レベル3の公正価値に係る事項(レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を含む。)

- (2) 公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債については、当該資産及び負債に関する貸借対照表の科目及び有価証券については保有目的ごとの区分(さらに種類ごとに区分して記載することができる。)等に応じた公正価値のレベル別の内訳

四半期財務諸表における注記事項

18. 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)及び企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、四半期財務諸表において公正価値を注記することとしたものについては、公正価値のレベル別の内訳を記載する。

適用時期等

19. 本会計基準は、平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。
20. 第19項に従って本会計基準を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わない。なお、本会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。

結論の背景

経緯

21. 我が国の会計基準等では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準」、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。))などにおいて、時価が定義されており、また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」などでは、時価の算定方法が示されている。
22. 国際的な会計基準では、公正価値測定は、平成 18 年(2006 年)2 月に合意された国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)との覚書(MoU)項目の 1 つとなっている。FASB では、平成 18 年(2006 年)9 月に財務会計基準書(SFAS)第 157 号「公正価値測定」(以下「SFAS 第 157 号」という。また現在は、FASB Accounting Standards Codification™(FASB による会計基準のコード化体系。以下「FASB-ASC」という。))の Topic820「公正価値測定及び開示」(以下「FASB-ASC Topic820」という。))に含まれている。)を公表し、公正価値の概念や公正価値の算定方法を明確化するとともに、公正価値に関する開示の拡充が行われている。また、IASB では、この SFAS 第 157 号をベースとして、平成 18 年(2006 年)11 月にディスカッション・ペーパー「公正価値測定」、平成 21 年(2009 年)5 月には公開草案(以下「IASB の ED」という。))を公表し、平成 23 年(2011 年)第 1 四半期を目途に最終基準化を目指している。
23. また、昨今の金融危機を受けて、IASB は、平成 20 年(2008 年)4 月に金融安定化フォーラムにより示された提案に対応すべく、平成 20 年(2008 年)5 月に専門家諮問パネルを設置し、同パネルは 7 回にわたる会合を経て、平成 20 年(2008 年)10 月に「市場が活発でなくなった場合における金融商品の公正価値の測定及び開示」に関する報告書を公表した。なお、当該報告書及びその IASB スタッフによるサマリーは、IASB の教育ガイダンスとして公表されている。

このほか、IASB は、平成 21 年(2009 年)3 月に国際財務報告基準(IFRS)第 7 号「金融商品：開示」の改訂を公表し、金融商品に関して先行的に公正価値のレベル別の開示を導入している。
24. 一方、FASB は、平成 20 年(2008 年)10 月に SFAS 第 157 号の一部を改訂する FASB スタッフ意見書(FSP)第 FAS157-3 号を公表し、市場が活発でない場合における金融資産の公正価値の算定方法に関して例示を示すことにより、活発な市場がない場合における SFAS 第 157 号の適用を明確化した。しかしながら、多くの関係者から、市場が

活発か否か、投売り状態か否かを判断する際のガイダンスとしては不十分であるとの指摘を受け、平成 21 年（2009 年）4 月に追加的なガイダンスとして FSP 第 FAS157-4 号「資産又は負債に係る取引の数量及び頻度が著しく低下した場合の公正価値の決定及び秩序ある取引ではない場合の識別」を公表している。

25. 金融危機への対応としては、我が国においても、平成 20 年（2008 年）10 月に実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表している。このような国内外の対応を含め、公正価値に関するコンバージェンスの観点から、我が国の会計基準等で定められた公正価値の考え方の整理及び開示のあり方について検討を行うことが必要であると考えられたことから、平成 21 年（2009 年）8 月に「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。

当委員会では、論点整理に関して寄せられたコメントを踏まえ、さらに検討を重ねてきたが、今般、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」を公開草案として公表し、広く意見を求めることとした。

26. 本会計基準は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的とする（第 1 項参照）。このため、本会計基準は、公正価値で測定する資産又は負債の範囲や取引価格が当初認識時の公正価値と異なる場合の差額の取扱いなど、個別の会計基準等で定められている又は定められるべき会計処理の見直しについては取り扱っていない。

範 囲

27. 我が国における「時価」と国際的な会計基準における「公正価値」の会計基準上の考え方に大きな差異はないと考えられることから、基本的に「公正価値」という用語への置換えは行わず、「時価」を「公正価値」と読み替える（第 3 項参照）こととした。

28. また、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産及びストック・オプション会計基準に関連する会計基準等については、コンバージェンスの観点から本会計基準の対象外（第 3 項なお書き参照）とした。

ただし、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産については本会計基準の対象外となるが、同基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとされているため、本会計基準の対象となる。

29. なお、企業結合会計基準では、企業結合における取得原価の配分方法は企業結合日時点の時価を基礎として配分するとされているため、例えば、企業結合により取得した棚卸資産なども公正価値で評価されることに留意する必要がある。

この点、企業結合により取得した棚卸資産について、国際的な会計基準では、完成品の棚卸資産に関して公正価値の算定方法が例示されており、具体的には、必要な販売努力を行うであろう他の業者に棚卸資産を売却する取引において受け取るであろう

価格に、当該棚卸資産の状態などについて調整を行ったものであるとされている。このような公正価値を算定するにあたっては、例えば、完成品の小売価格を出発点とし、そこから販売費用や販売努力に応じた期待収益などを差し引く方法や、卸売価格に必要な調整を行う方法などがあるが、公正価値を算定するにあたっては、観察不能な入力数値の利用、すなわち、主観的な調整額を最小限とする必要もある（第14項参照）ため、これを踏まえて公正価値を算定する必要があるとされている。

公正価値の概念

公正価値の定義

（出口価格）

30. 資産又は負債を売買する価格について、資産を取得するために支払う又は負債を引き受けることによって受け取る価格を「入口価格」といい、資産を売却することによって受け取る又は負債を移転するために支払う価格を「出口価格」という。国際的な会計基準では、公正価値の定義に基づく価格は後者の出口価格であるとされており、この出口価格は、市場参加者の観点からみた、資産に関連する将来キャッシュ・インフロー及び負債に関連する将来キャッシュ・アウトフローについての現在の期待を示すとされている。
31. 一方、我が国における時価の概念には、このような考え方は示されていないが、国際的な会計基準の考え方と同様に移転概念に基づく出口価格とするよりは、むしろ入口価格を用いた方が適切な場合があるのではないかという意見がある。
32. 例えば、企業結合時の取得原価の配分における時価を基礎とした測定を行うにあたって、有形固定資産については主としてコスト・アプローチを用いる場合があるが、当該コスト・アプローチについて、国際的な会計基準では、市場参加者が再調達する価格が売手にとっての価格であるとして出口価格と整理しているものの、我が国においては、企業が再調達する価格であり、入口価格として考えるべきではないかとの指摘がある。

これについて、国際的な会計基準では、コスト・アプローチの説明において、市場参加者は資産の用役能力を再調達し得る金額より多くの金額を支払うことはないとしているため、資産を継続使用する場合に、経済合理性を前提とすれば、企業が再調達する価格と市場参加者が再調達する価格は同じになると考えられる。

また、市場参加者が再調達する価格を入口価格ではなく出口価格として整理することについては、国際的な会計基準では、同じ市場での取引を前提とすれば、入口価格と出口価格は等しくなるとしており、売手である市場参加者にとっての資産の価格は、同等の効用を有する代替資産を買手である市場参加者が再調達するために必要なコストであると定義している。

このため、コスト・アプローチを市場ベースの出口価格として整理したとしても、

実務における影響はないと考えられ、市場参加者の観点を重視した場合は、国際的な会計基準における整理がより整合的であると考えられる。

33. この他、資産又は負債が活発に取引されていない場合など、流動性リスクが高い場合には、出口価格を信頼性をもって算定することが困難であり、主観的な判断を伴い比較可能性を損なうと考えられることから、取得時の入口価格である取得原価（償却原価）を用いるべきであるという意見もある。しかしながら、これは会計処理の問題であると考えられるため、本会計基準の検討対象ではない（第 26 項参照）と考えられる。
34. 検討の結果、コンバージェンスの観点も踏まえ、公正価値の概念を整理する上では、国際的な会計基準の考え方と同様に移転概念に基づく出口価格に統一することとした。

市場参加者

35. 我が国では、時価とは取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額であるとしており、市場参加者の概念について、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられることから、国際的な会計基準における考え方を取り入れることとした。
36. 公正価値を算定するにあたっては、市場参加者の仮定を用いるとされている（第 6 項参照）が、観察可能な取引が存在しない場合において、市場参加者の観点から公正価値を見積るにあたっては、企業の能力や意思が大きく影響することが避けられず、結果的には、固定資産の減損会計における「使用価値」のような企業に固有の観点による見積りと実質的に変わらないのではないかといった意見もある。しかし、市場参加者の観点によるのか、企業に固有の観点によるのかは、概念的には重要な相違であり、公正価値は企業に固有の観点による見積りとは区別すべきものであるため、観察可能な取引が存在しない場合においても、市場参加者の仮定を用いる必要がある。

秩序ある取引

37. 我が国では、金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものであるとしており、秩序ある取引について、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられることから、国際的な会計基準における考え方を取り入れることとした。

参照市場

38. 企業が利用できる複数の市場が存在する場合に、FASB-ASC Topic820 では、公正価値を算定するにあたって参照すべき市場は主要な市場であり、主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場を用いるとする「主要な市場アプローチ」が採用されている。

る。一方、IASBのEDでは、参照すべき市場は最も有利な市場であり、他に最も有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場とみなすことができるという「最も有利な市場アプローチ」が提案されていた。

当委員会は、論点整理を公表するにあたっては、IASBのEDと同様の最も有利な市場アプローチを我が国にも取り入れることを提案したが、最も有利な市場が存在するという証拠の有無を検討することは困難であるとの指摘や監査可能性などの観点から、当該アプローチを支持する意見は少なかった。

その後、IASBがFASBと共同で検討を進めた結果、最終的には主要な市場アプローチを採用することとされたため、我が国も同様のアプローチを取り入れることとした。

なお、我が国では、一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合には、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所の取引価格を用いるものとされており、主要な市場アプローチはこの取扱いとも整合的であると考えられる。

最も有効使用

39. 国際的な会計基準では、最も有効使用の考え方は、不動産などのように複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合に適用される概念とされている。我が国においても、不動産について最も有効使用の考え方が取り入れられており、その考え方に大きな差異はないと考えられることから、最も有効使用の考え方を取り入れることとした。
40. 検討の過程では、最も有効使用の考え方は理解できるものの、それを客観的に実証することが難しく、実務上適用することが困難ではないかとの指摘があった。また、通常は現在の使用が最も有効使用になると考えられ、現在の使用が最も有効使用と異なるケースは稀であるという意見もあった。国際的な会計基準では、同様の指摘に配慮し、現在の使用より有利な使用が存在するか否かについてあらゆる調査を行う必要はないとしており、本会計基準においても同様の定めを設ける（第11項参照）こととした。

当初認識時における公正価値

41. 概念上、出口価格と入口価格（取引価格）とは異なるものの、多くの場合において、取引価格は出口価格に等しく、当初認識時における公正価値を表す。ただし、取引価格は、例えば、次の状況が存在する場合には、当初認識時の資産又は負債の公正価値を表さない可能性がある。
 - (1) 関連当事者間の取引である場合
 - (2) 不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引である場合
 - (3) 取引価格を表す単位が、公正価値を算定する資産又は負債の単位と異なる場合
 - (4) 取引が行われた市場が、企業が資産を売却又は負債を移転しようとする参照市場と異なる場合

公正価値の算定方法

公正価値のレベル別の分類

42. 国際的な会計基準では、公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値を、レベル1からレベル3の順に優先順位付けを行っており、用いた入力数値のうち重要となる入力数値が属するレベルに応じて、3つのレベルに分類することとしている。

一方、我が国では、例えば、金融商品会計基準において、時価とは、市場価格に基づく価額をいい、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされており、大きく2つに区分されている。また、合理的に算定された価額について、算定に用いられる価格決定変数は恣意性を排除した合理的なものでなければならないとされている。

このように国際的な会計基準も我が国の会計基準も、恣意性を排除した合理的な価格を算定するという点で、考え方に大きな差異はないと考えられること、また、国際的な会計基準のようなレベル別の分類を用いることにより、公正価値測定の首尾一貫性や比較可能性が高まるという意見もあることから、我が国においても国際的な会計基準と同様のレベル別の分類を導入することとした。

43. なお、検討の過程では、我が国において「市場価格に基づく価額」とされているものについてレベル別の分類における取扱いを明確化すべきとの指摘があった。これについて、当該価額が、十分な数量及び頻度の取引をベースとし、継続的に価格情報が提供されている（第15項(1)参照）のであれば、例えば、複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格やブローカーの店頭において成立する価格であっても、資産又は負債によってはレベル1の公正価値に分類することが適切となる場合があると考えられる。

44. また、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類する（第16項参照）としているが、この「重要な影響」について判断基準を示すべきという意見があった。これについては、資産又は負債の多様性や実務を踏まえた場合、一律に基準を定めることは困難であり、個々の状況に応じて適切に判断すべきものであると考えられる。

公正価値に関する注記事項

45. 公正価値に関する注記について、国際的な会計基準では、公正価値の算定の首尾一貫性や比較可能性が高まるとのことから、公正価値のレベル別の内訳等の注記を行っているため、それを参考に検討を行った。

検討の過程では、レベル3の公正価値に係る注記（第17項(1)参照）や、公正価値を注記しているものに対するレベル別の内訳の注記（第17項(2)参照）は実務負担が大きいという意見があった。一方、一連の金融危機の一因として、金融商品が複雑になり過ぎてしまったために、リスクが十分に把握できなかったことが指摘されてお

り、そのようなリスクを適切に把握できるように、公正価値の算定方法の開示を強化してはどうかという意見もあった。

検討の結果、レベル3の公正価値は企業による見積り要素が強く、算定結果の不確実性が高いと考えられるため、それを補う形でより詳細な開示を行うものであること、また、公正価値を注記しているものについてもレベル別の内訳を求めることは、公正価値の算定の首尾一貫性や比較可能性を高め、財務諸表の利用者に有用な情報をもたらすと考えられることから、コンバージェンスの観点も踏まえ、国際的な会計基準と同様の注記を行うこととした。

46. なお、公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債（第17項(1)参照）は、金融商品の一部及びトレーディング目的で保有する棚卸資産が該当し、公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債（第17項(2)参照）は、金融商品（毎期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産が該当する。
- また、本会計基準における注記は、他の会計基準等で定められている時価等の注記とは別に記載することに留意する必要がある。

適用時期等

47. 本会計基準では、企業の受入準備等を考慮して、平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用することを原則とした。
- 例えば、原則適用に基づいた場合、平成24年4月1日に事業年度を開始する企業においては、公正価値測定のお考え方をその期首から適用することとなるが、本会計基準が定める新たな注記事項（第17項参照）については、同事業年度の間接財務諸表及び同事業年度の年度末（平成25年3月31日）に係る財務諸表から開示することとなる。
- また、四半期財務諸表における注記事項（第18項参照）については、同事業年度の第1四半期から必要に応じて開示することとなる。
48. 本会計基準の適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わない（第20項参照）。したがって、本会計基準が定める新たな注記事項（第17項参照）についても、過去の期間に対する財務諸表の組替え（企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(10)）を行わないことに留意が必要である。

付 録（用語の定義）

用語	定義
公正価値 （第 4 項）	測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。
市場参加者 （第 5 項）	参照市場における、次の要件を満たす買手及び売手をいう。 (1) 互いに独立していること。すなわち、関連当事者ではないこと (2) すべての入手できる情報に基づき、資産又は負債並びに取引について合理的な理解を有していること (3) 資産又は負債に関して、取引を行う能力があること (4) 資産又は負債に関して、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自発的に取引を行う意思があること
秩序ある取引 （第 7 項）	不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引をいう。
参照市場 （第 9 項）	公正価値を算定するにあたって、資産を売却する又は負債を移転する取引が行われる市場をいう。
主要な市場 （第 9 項）	資産又は負債についての取引の数量及び頻度が最大の市場をいう。
最も有利な市場 （第 9 項）	取引費用及び輸送費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化する市場をいう。
最有効使用 （第 11 項）	市場参加者が、資産の価値を最大化するように資産を単独で使用すること又は資産のグループ（事業がグループ単位となる場合など、負債を含む場合がある。）の価値を最大化するように資産をグループで使用することをいう。
入力数値（インプット） （第 14 項）	リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定のことを幅広く指す。
観察可能な入力数値 （第 14 項）	入手できる観察可能な市場データに基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。

観察不能な入力数値 (第14項)	観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。
レベル1の入力数値 (第15項)	測定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格をいう。
レベル2の入力数値 (第15項)	資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち、レベル1に含まれる公表価格以外の入力数値をいう。
レベル3の入力数値 (第15項)	資産又は負債について、観察不能な入力数値をいう。
活発な市場 (第15項)	資産又は負債について、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に価格情報が提供される市場をいう。
レベル1の公正価値 (第16項)	その算定においてレベル1の入力数値をそのまま用いたものをいう。
レベル2の公正価値 (第16項)	その算定においてレベル2の入力数値が重要となるものをいう。
レベル3の公正価値 (第16項)	その算定においてレベル3の入力数値が重要となるものをいう。

以上